

(1) IT総合戦略本部会合(2014年6月3日(火))

マイナンバー制度に関する安倍総理発言(抜粋)

(前略)

2016年にスタートするマイナンバー制度を活用し、国民にITの利便を実感していただくことが必要であります。健康保険証などのカード類を個人番号カードに一元化し、カード一枚で身近なサービスを受けられる「ワンカード化」、電気・水道等の公共サービスの手続を一度にまとめて行える「ワンストップ化」を2020年を目途に実現することとし、具体化に向けた作業を加速していただきたいと思います。

(後略)

(2) 世界最先端IT国家創造宣言

●世界最先端IT国家創造宣言及び同工程表においても、公的個人認証サービスの利用拡大等についていくつか指摘が行われている。

「世界最先端IT国家創造宣言」(H25.6.14 閣議決定)改定(H26.6.24 閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

(4) IT・データを活用した地域（離島を含む。）の活性化

P12・あわせて、離島を含む各地域における実証プロジェクト等の取組による成果について、他地域への展開性や持続可能性を検証するとともに、**番号制度の導入を見据えた公的個人認証サービスの利活用方策の検討を行い**、ITを活用した街づくりの共通的な基盤を構築し、2015年度以降、持続的な地域活性化モデルとして、成功モデルの国内外への普及展開を図る。

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

P20・今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及び番号制度の徹底活用により、**電子行政サービスが、ワンストップで誰でもどこでもいつでもどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。**

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

あわせて、クラウドの活用や番号制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、**利用者が望むワンストップサービス**やモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

政府の情報システムについては、**個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム(仮称)の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現する**ほか、情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャネルで利用可能とするとともに、その機能を拡大し、**プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結**させることを可能とする「マイガバメント(仮称)」を実現する。

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や**公的個人認証サービス等**を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、**放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大**、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、**法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築**する。

(3) マイナンバー等分科会における検討状況

●マイナンバー等分科会※の検討においても、公的個人認証サービスの利用拡大等についていくつか指摘が行われている。

※マイナンバー等分科会：IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会の下に、平成26年2月より設置されている会議であり、個人番号カードの利活用方策、マイポータル/マイガバメントの在り方、法人番号の利活用方策、個人番号の更なる利活用ニーズ等について検討を行っている。

「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間取りまとめ」(H26.5.20新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会決定)

1. 個人番号カード

① 各種カード類の個人番号カードへの一体化/一元化

P5・**キャッシュカード、クレジットカード等、民間が発行するカードについても**、国民や民間事業者のニーズを踏まえ、後述の**公的個人認証サービスの民間開放と併せ、個人番号カードとの一体化や連携等につき**、官民相互にメリットが得られるよう、**柔軟に検討を進める**。

③ 公的個人認証サービスの利活用拡大

P6・**民間による利用拡大を図る観点から、金融機関や医療機関等、CATV事業者等**の民間事業者への署名検証者の開放に向け、その要件を早期に明らかにするとともに、**利用事例(ユースケース)の明確化**に係る実証、証明書の実効性に関する周知や、積極的な利用の働きかけ等を行う。

2. マイポータル/マイガバメント

④ ワンストップサービス

P8・**ワンストップサービスについては**、引越しや死亡等のライフイベントに際し、**住所変更に伴う契約・解約・変更等**、同時に多数の手続が、官民にわたって必要となることから、その負担を軽減するものとして、マイガバメント上で実現を図るべきである。

その際、**ライフライン事業者、金融機関や郵便等**、多くの機関の参加を得ることで、高い利便性と費用対効果を実現できるよう、現行のサービスも踏まえ、業務の見直し、情報連携の方法やインセンティブの付与等について検討を進めるとともに、システム構築や働きかけを行う。

⑤ マイガバメント上のサービスの「電子化」

P8・利用者の利便性を高めるとともに、サービス提供者の負担も軽減する観点から、郵送される書面の内容を転記したり、別途保管したりする必要がないよう、**必要な官民の証明等を電子的データとして受領できる「電子私書箱」の構築**に向け、法的効力の整理やそれを利用した手続の見直し等について、検討する。

⑦ 多様な利用手段・機会の提供

P9・**個人番号カードによるログイン**について、スマートフォン、タブレット端末や**CATV等、普及している媒体に幅広く対応させる**とともに、CATVにおいては、**次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など**、具体的な対応のあり方を検討する。

(4) 骨太方針（平成26年6月24日閣議決定）

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（抜粋）

（前略）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

3. 公的部門改革の推進

(1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革

国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進するとともに、行政改革、公務員改革等を進めることを通じて、行政サービスの質の向上を実現し、効率的・効果的な公的部門を構築する。

① 行政のIT化と業務改革

IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監（政府CIO）を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータ⁹⁷の推進等の取組を進める。また、IT総合戦略本部の下に「eガバメント閣僚会議」⁹⁸を開催し、全府省が一致協力して、電子決裁の徹底・無線LAN/WEB会議等の活用による働き方の見直しや、**社会保障・税番号制度導入・ICT投資に伴う業務改革等の取組を機動的かつ強力に進める**。あわせて、業務改革方針の策定・推進等を通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進する。

(2) 財政の質の向上

諸外国における取組強化の動きも参考にしつつ、経済財政諮問会議のチェック機能や分析に基づく提案機能を強化する取組を進める。また、経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な分野について、関係府省と連携を図りつつ、取組状況等を踏まえながら適時検討を行う。概算要求時や予算編成時において、政策評価、行政事業レビュー、予算執行調査等の成果を効果的に活用する。これらの取組を通じて、PDCAの更なる実効性向上を図り、効率的な資源配分を実施する。

経済財政に関わる各府省の計画については、その策定、改訂に当たって、マクロの視点から見た総合性、全体性を担保するため、経済財政諮問会議との連携を強化する。また、財政の透明性を確保するため、公共事業予算を始め、国・地方の財政データの分かりやすい情報開示を引き続き推進する。国の財務書類等の活用方法等の検討を進める。事務事業の効率化と必要に応じた民営化や、業務フロー・コスト分析の活用など、公共サービス改革を推進する。**社会保障・税番号制度の円滑な導入及びその活用拡大、さらにはデータの利活用に向けて取り組む**。

（後略）